

平成30年度からの介護保険料

平成30年度から32年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額をもとに、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

$$\begin{matrix} \text{坂井地区の介護保険サービスにかかる費用} \\ \text{約 330 億円} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の人の負担割合} \\ \text{23\%} \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{坂井地区の65歳以上の人数(3年間)} \\ \text{約10万5千人} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{基準額(年額)} \\ \text{72,000円} \end{matrix}$$

保険料は、この基準額をもとに、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて決定します。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料 (上段年額) (下段月額)	
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.45	32,400円 2,700円	
	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	本人の所得金額(※)と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額 × 0.70	50,400円 4,200円
		本人の所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の人	基準額 × 0.75	54,000円 4,500円
第3段階	上記に該当しない人	基準額 × 0.90	64,800円 5,400円	
第4段階	本人が市民税課税 同じ世帯に市民税課税者がいる方	本人の所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	基準額 × 1.00	72,000円 6,000円
第5段階		上記に該当しない人	基準額 × 1.10	79,200円 6,600円
第6段階	本人が市民税課税 本人の所得金額が	80万円未満の人	基準額 × 1.20	86,400円 7,200円
第7段階		80万円以上120万円未満の人	基準額 × 1.30	93,600円 7,800円
第8段階		120万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.50	108,000円 9,000円
第9段階		200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.70	122,400円 10,200円
第10段階		300万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.80	129,600円 10,800円
第11段階		400万円以上800万円未満の人	基準額 × 2.00	144,000円 12,000円
第12段階	800万円以上の人			

※所得金額 実際の収入ではなく、地方税法で定められた「合計所得金額(事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等)などの合計額で、扶養控除などの控除額を引く前の金額)」から「長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額」を控除した所得のことです。

坂井地区 広域連合

〒919-0526 福井県坂井市坂井町上兵庫第40号15番地
 電話番号：0776-72-3305 (代表) FAX：0776-72-3306
 介護保険課 保険事業係 0776-91-3309 (直通)
 認定審査係 0776-91-3310 (直通)
 URL：http://www.kouiki.sakai.fukui.jp

誰もが住み慣れた地域で生きがいや楽しみを持って暮らせる、みんなで考えるまちづくり

わたしたちの

介護保険

わかりやすい利用の手引き

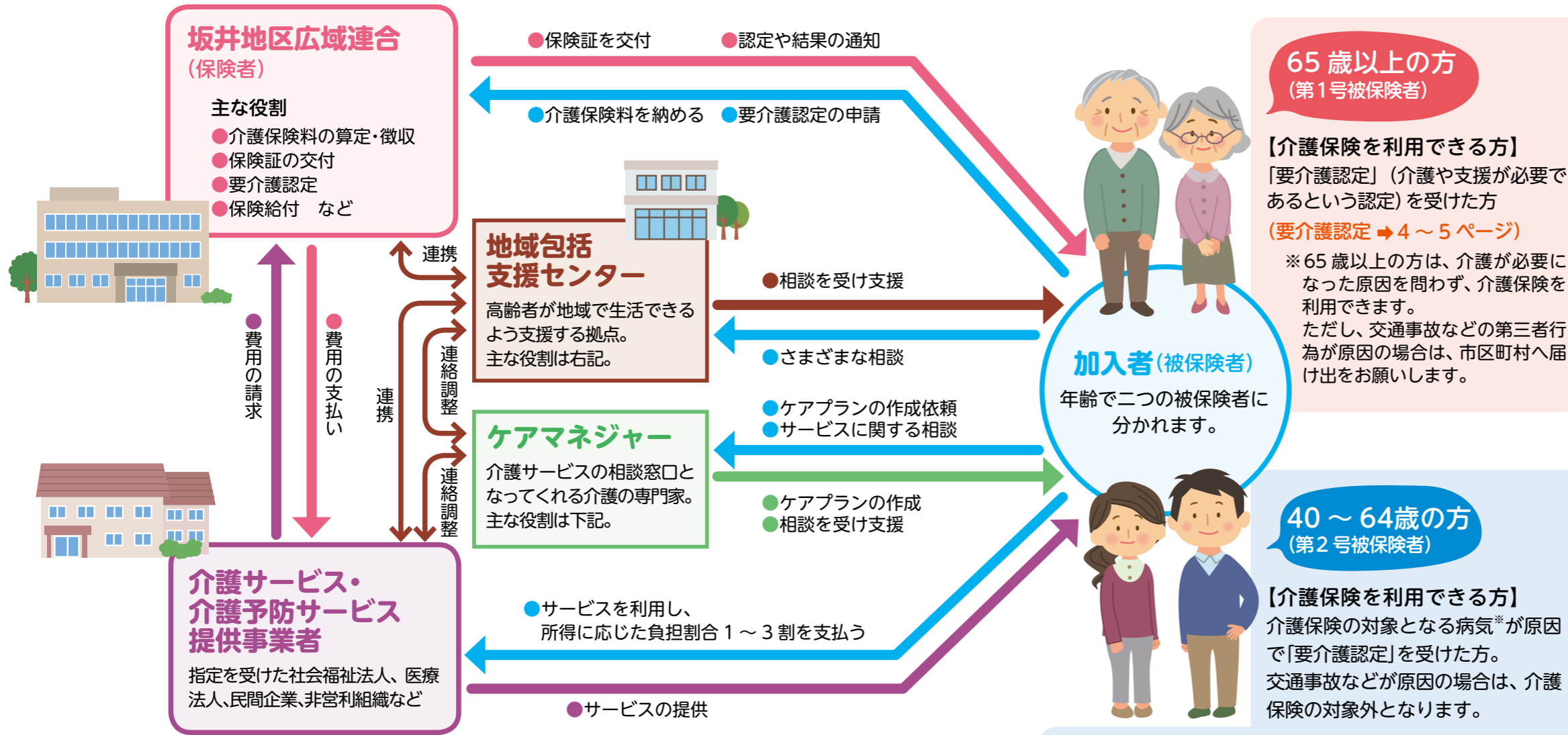


も く じ

- 2 介護保険制度のしくみ
 - 4 サービス利用の手順
 - 6 サービスの種類と費用
 - 8 ①自宅を中心に利用するサービス
 - 16 ②介護保険施設で受けるサービス
 - 18 ③生活環境を整えるサービス
 - 20 費用の支払い
 - 22 地域支援事業
- 裏表紙 平成30年度からの介護保険料

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。運営は市区町村が行っています。



「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

あわら地域包括支援センター

【住所】 あわら市市姫三丁目1番1号
あわら市役所 健康長寿課内
【電話】 0776-73-8046
【FAX】 0776-73-5688

坂井市基幹型地域包括支援センター

【住所】 坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市役所 健康長寿課内
【電話】 0776-50-2264
【FAX】 0776-66-2940

三国地域包括支援センター

【住所】 坂井市三国町北本町二丁目6番地65号
【電話】 0776-82-1616
【FAX】 0776-82-6116

丸岡地域包括支援センター

【住所】 坂井市丸岡町西瓜屋15-12
【電話】 0776-68-1130
【FAX】 0776-68-1129

春江地域包括支援センター

【住所】 坂井市春江町江留上昭和119番地
【電話】 0776-43-0227
【FAX】 0776-43-0228

坂井地域包括支援センター

【住所】 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
【電話】 0776-67-5000
【FAX】 0776-67-2807

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



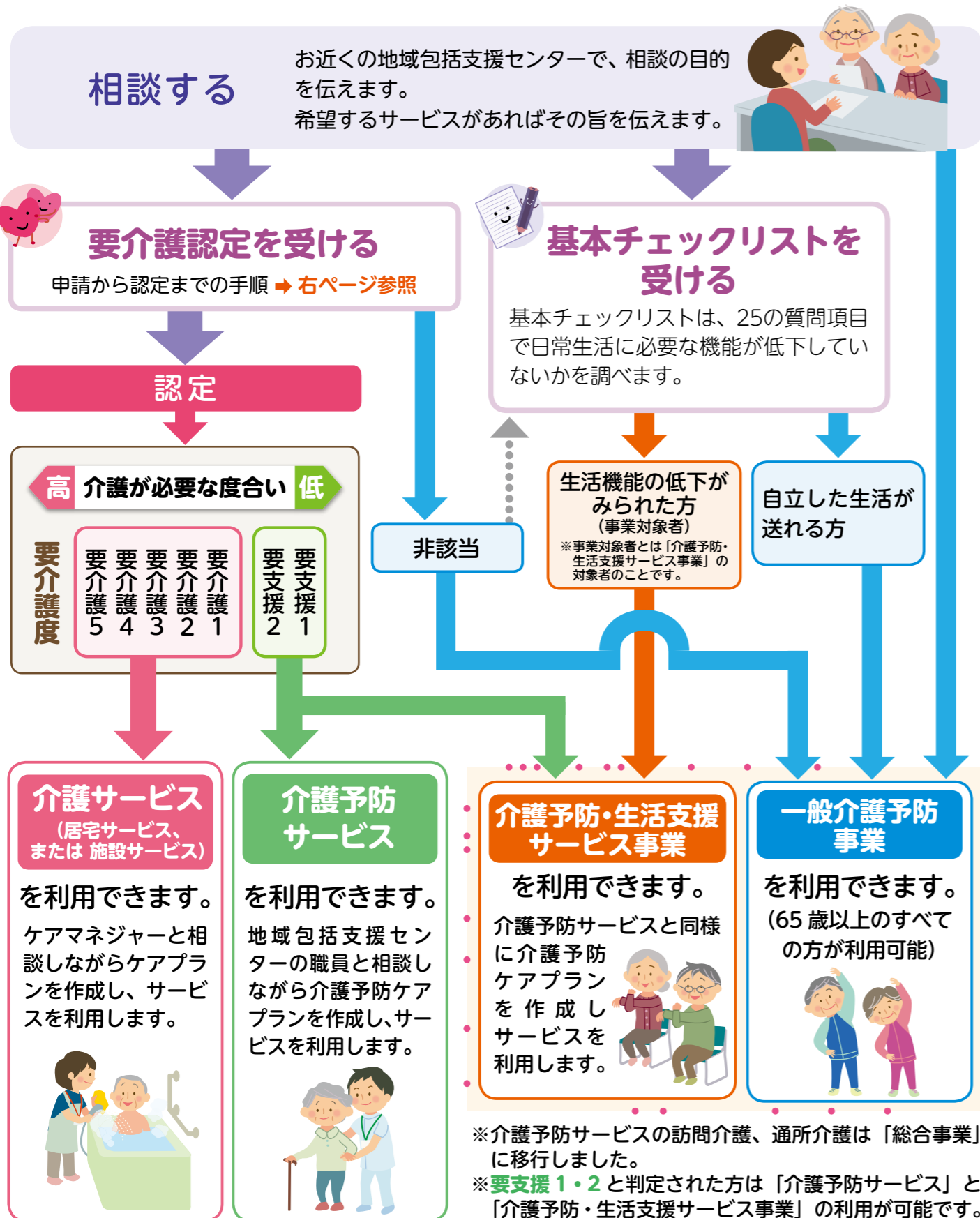
※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- がん末期 (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
費用の支払い
地域支援事業(総合事業)

介護サービス利用の流れ

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。
※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも申請できます。

要介護認定の申請

申請の窓口は市役所(坂井市は各支所含む)の介護保険担当課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。
(更新申請も含まれます)

- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設
- ・地域包括支援センター

申請に必要なもの

- ✓ **申請書** ※広域連合のホームページからダウンロードできます。地域包括支援センターまたは市役所の窓口にあります。
- ✓ **介護保険の保険証**
40～64歳の方は健康保険の保険証が必要です。
申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

要介護認定 (調査～判定)

申請をすると、訪問調査(広域連合の調査員が自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る)が行われます。
その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。

認定

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まります。
要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

「訪問調査」とは?

基本調査では「片足で立っているか」「何かにつかまらないうちで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目にしたがって、広域連合の調査員が質問をします。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- 伝えたいこと(困っていること)はメモしておく
- 本人だけでなく、介護している人が同席する
- 24時間通しての様子を伝える(夜間の様子なども伝える)

【訪問調査の主な調査項目】

- | | | | |
|-------------|------------|---------|---|
| 基本調査 | ● 立ち上がり | ● 清潔 | ● 日常の意思決定 |
| ● 麻痺の有無 | ● 片足での立位 | ● 衣服の着脱 | ● 社会生活への適応 |
| ● 拘縮の有無 | ● 洗身 | ● 外出頻度 | ● 過去14日間にうけた医療 |
| ● 寝返り | ● つめ切り | ● 意思の伝達 | ● 日常生活自立度 |
| ● 起き上がり | ● 視力・聴力 | ● 記憶・理解 | 概況調査 |
| ● 座位保持 | ● 移乗・移動 | ● 問題行動 | 特記事項 |
| ● 両足での立位保持 | ● えん下・食事摂取 | ● 薬の内服 | ● 調査時に聞き取った本人の状態と実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの |
| ● 歩行 | ● 排泄 | ● 金銭の管理 | |

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業(総合事業)

介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、あわら市・坂井市にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類

- 自宅を訪問してもらう** P.8～10
- 生活する環境を整える** P.18～19
- 施設に通って利用する** P.11～12
- 短期間施設に泊まる** P.13
- 通いを中心とした複合的なサービス** P.14
- 介護保険施設に移り住む** P.16
- 自宅から移り住んで利用する** P.14～15

マーク、自己負担のめやす等について

- 要介護1～5** 要介護1～5の方が介護保険を使って利用できるサービス
※要介護3～5の方向けのサービスや要支援2の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。
- 要支援1・2** 要支援1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス

地域密着型サービス 原則としてあわら市・坂井市の住民だけが利用できる介護保険サービス。

- 自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。(負担割合については、20ページ参照)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。



【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護1～5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



要支援1・2 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

※(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

ケアプランは生活の設計図。自立した生活を続けるために、目標や希望を積極的に伝えましょう。

ケアプラン作成の流れ

1 改善したいことや希望を担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員に率直に伝えます

身の回りの掃除は自分でやりたい!



2 目標を設定します

6カ月後に、部屋の掃除を自分でできるようになる!



3 ケアプランの原案をよく検討しましょう

通所リハビリで体力を向上させてはどうでしょう?

	月	火	水	木	金	土	日
午前			訪問介護			訪問介護	
午後	通所リハビリ					通所リハビリ	



ケアプラン チェックポイント

- サービス内容などケアマネジャーから詳しい説明があったか
- 不必要なサービスはないか
- 目標や希望は達成できそうか
- 経済的に負担は大きくないか
- 家族の負担は軽減されるか

4 一定期間後、目標が達成されているか評価します



ケアプランが自分に合わないと感じたら…サービスの利用途中でもケアプランの見直しができます。遠慮なくケアマネジャーに相談しましょう。

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

日常生活の手助けをしてもらう

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 服薬の確認 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除 ● 洗濯 ● 買い物
- 食事の準備、調理
- 薬の受け取り など

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分～30分未満	248円
	30分～1時間未満	394円
生活援助 中心	20分～45分未満	181円
	45分以上	223円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)	98円
-------------	-----

ご注意ください！ 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

- **利用者以外の家族のための家事**
 - ・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し
 - ・自家用車の洗車、掃除
 - ・来客の応対
 - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 など
- **日常生活の家事の範囲を超えるもの**
 - ・花木の水やり、草むしり
 - ・話し相手のみ、留守番
 - ・ペットの世話
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- **金銭・貴重品の取り扱い**
 - ・預金の引き出し、預け入れ
- **リハビリや医療行為**
- **利用者本人が不在のとき**



ヘルパーさんに
なんでもお願いできる
わけではありません

給付対象外のお願いをしないために

どのようなサービスを希望するのか、そのサービスが介護保険の対象になるのかなど、ケアプランを作成するときにケアマネジャーと具体的に話し合い、確認しましょう。



自宅で入浴する

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1～5	1,250円	要支援 1・2	845円
---------	--------	---------	------



看護師などに訪問してもらう

訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす

要介護度	病院・診療所から		訪問看護 ステーションから	
	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満
要介護 1～5	396円	569円	467円	816円
要支援 1・2	379円	548円	448円	787円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



自宅でリハビリをする

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

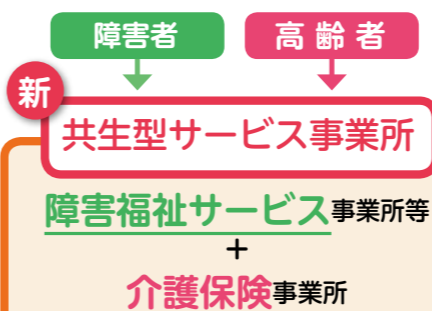
1回	290円
----	------



変更
ポイント

「共生型サービス」が創設されました。(2018年4月から)

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。障害福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。(逆の場合も同じ)



【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ等

障害福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業(総合事業)

① 自宅を中心に利用するサービス

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5 要支援 1~2 きよたくりょうようかん り し どう かい ご よ ぼうきよたくりょうようかん り し どう
居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事形態や栄養状態など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす
 【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師・歯科医師の場合(月2回まで)	507円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	558円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	507円
管理栄養士の場合(月4回まで)	537円

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1~5 てい き じゅんかい ずい じ たいおうがたほうもんかい ご かん ご
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型サービス

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
 【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,666円	8,267円
要介護 2	1万 114円	1万2,915円
要介護 3	1万6,793円	1万9,714円
要介護 4	2万1,242円	2万4,302円
要介護 5	2万5,690円	2万9,441円

※要支援の方は利用できません。

住み慣れた地域で医療や介護が受けられます 多職種連携で在宅医療を支えています

— Aさんの場合 —
 90歳の父親が、転倒して入院。退院後、寝たきりになってしまいました。



こんな心配ありませんか？

解決策は…

具体的には…

病状が悪くならないか、いつも不安。	医師の訪問	月2回訪問して診察。緊急時には電話相談も。
歯の状態が悪く、食事が取りづらそう。	歯科医師の訪問	随時訪問し治療。口腔ケアの仕方も教わった。
食が細くなり、痩せてきた。飲み込みもしづらそう。	管理栄養士の訪問	月2回訪問。栄養状態のチェック。飲み込みやすい調理法なども教わり、食べられるものが増えた。
薬の種類が多くて、飲み間違えそう。取りに行くこともできない。	薬剤師の訪問	月2回、飲み忘れを防ぐために、薬を整理してもらう。配達もしてもらった。
体が硬くなってきた。好きなお風呂にも入れなくなってしまった。	日帰りで入浴やリハビリ	週3回施設に通い、入浴やリハビリのサービスを受ける。

施設に通って利用する

施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

つうしょかい ご
 要介護 1~5 **通所介護 (デイサービス)**

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練 (個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など (栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など (口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



自己負担(1割)のめやす
 【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	645円
要介護 2	761円
要介護 3	883円
要介護 4	1,003円
要介護 5	1,124円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
 ・個別機能訓練 46円 / 1日
 ・栄養改善 150円 / 1回
 ・口腔機能向上 150円 / 1回 など
 ※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

ち いきみっちゃくがたつうしょかい ご
 要介護 1~5 **地域密着型通所介護**

地域密着型サービス

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
 【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	735円
要介護 2	868円
要介護 3	1,006円
要介護 4	1,144円
要介護 5	1,281円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまうケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。

自分らしい生活へ

外出するの
 楽しくなった



できることが
 増えてきた

できることは
 自分で



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業 (総合事業)

① 自宅を中心に利用するサービス

施設に通ってリハビリをする

施設に通って利用する

要介護 1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	712 円
要介護 2	849 円
要介護 3	988 円
要介護 4	1,151 円
要介護 5	1,310 円

- ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
- ・栄養改善 150 円 / 1 回
- ・口腔機能向上 150 円 / 1 回 など
- ※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援 1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	1,712 円
要支援 2	3,615 円

- ※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
- ・運動器機能向上 225 円 / 月
- ・栄養改善 150 円 / 月
- ・口腔機能向上 150 円 / 月 など
- ※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症の方が施設に通って受けるサービス

要介護 1~5 要支援 1~2 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

地域密着型サービス

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満利用した場合】

要介護 1	985 円	要支援 1	852 円
要介護 2	1,092 円	要支援 2	952 円
要介護 3	1,199 円		
要介護 4	1,307 円		
要介護 5	1,414 円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士：日常生活の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護 1~5 要支援 1~2 短期入所生活介護【ショートステイ】(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	584 円	584 円	682 円
要介護 2	652 円	652 円	749 円
要介護 3	722 円	722 円	822 円
要介護 4	790 円	790 円	889 円
要介護 5	856 円	856 円	956 円

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	437 円	437 円	512 円
要支援 2	543 円	543 円	636 円



医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護 1~5 要支援 1~2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】(介護予防短期入所療養介護)

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753 円	826 円	832 円
要介護 2	798 円	874 円	877 円
要介護 3	859 円	935 円	939 円
要介護 4	911 円	986 円	992 円
要介護 5	962 円	1,039 円	1,043 円

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	578 円	611 円	621 円
要支援 2	719 円	765 円	778 円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、

介護 公表 検索

参考にしてください。また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業(総合事業)

① 自宅を中心に利用するサービス



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通いを中心とした複合的なサービス

要介護 1~5
要支援 1~2

しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご 小規模多機能型居宅介護 かい ご よ ぼうしょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,403円
要支援 2	6,877円
要介護 1	1万 320円
要介護 2	1万5,167円
要介護 3	2万2,062円
要介護 4	2万4,350円
要介護 5	2万6,849円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5

かん ごとしょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご 看護小規模多機能型居宅介護 ふくごうがた 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	1万2,341円
要介護 2	1万7,268円
要介護 3	2万4,274円
要介護 4	2万7,531円
要介護 5	3万1,141円



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

自宅から移り住んで利用する

要介護 1~5
要支援 1~2

とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご 特定施設入居者生活介護 かい ご よ ぼうとくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援 1	180円
要支援 2	309円
要介護 1	534円
要介護 2	599円
要介護 3	668円
要介護 4	732円
要介護 5	800円



認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護 1~5
要支援 2

にん ち しょうたいおうがたきようどうせいかつかい ご 認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 かい ご よ ぼうにん ち しょうたいおうがたきようどうせいかつかい ご (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援 1の方は利用できません。



地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【1ユニットの事業所の場合】

要支援 2	755円
要介護 1	759円
要介護 2	795円
要介護 3	818円
要介護 4	835円
要介護 5	852円

自宅から移り住んで利用する

身近な地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護 3~5

ち いきみっちやくがた 地域密着型 かい ご ろうじんふく し し せつにゆうしよしゃせいかつかい ご 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。



地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	704円	704円	785円
要介護 4	774円	774円	854円
要介護 5	841円	841円	922円

サービス事業者と契約する際の注意点

通うサービスなどでは、実際に施設を見学してみましょう

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得しましたか？
- 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっていますか？
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっていますか？
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得しましたか？
- 契約をやめるときにどうすればよいのかがわかりますか？

利用開始後も不満な点があるときやサービスに納得できないときは、事業者を変えることができます。疑問な点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業(総合事業)

②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについては、13 ページを参照してください。

生活介護が中心の施設

介護保険施設に移り住む

要介護3~5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	約2万 850円	約2万 850円	約2万3,280円
要介護4	約2万2,890円	約2万2,890円	約2万5,290円
要介護5	約2万4,870円	約2万4,870円	約2万7,300円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1~5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約2万 940円	約2万3,130円	約2万3,310円
要介護2	約2万2,290円	約2万4,570円	約2万4,660円
要介護3	約2万4,120円	約2万6,400円	約2万6,520円
要介護4	約2万5,680円	約2万7,930円	約2万8,110円
要介護5	約2万7,210円	約2万9,520円	約2万9,640円

病院での療養が中心の施設

要介護1~5 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約1万9,230円	約2万2,350円	約2万3,010円
要介護2	約2万2,320円	約2万5,440円	約2万6,100円
要介護3	約2万9,010円	約3万2,130円	約3万2,790円
要介護4	約3万1,860円	約3万4,980円	約3万5,640円
要介護5	約3万4,410円	約3万7,530円	約3万8,190円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1~5 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	約2万 820円	約2万4,090円	約2万4,600円
要介護2	約2万4,060円	約2万7,330円	約2万7,840円
要介護3	約3万1,050円	約3万4,320円	約3万4,830円
要介護4	約3万4,020円	約3万7,290円	約3万7,800円
要介護5	約3万6,690円	約3万9,960円	約4万 470円

※2024年3月末に廃止が予定されている介護療養病床の転換先と位置付けられています。

変更ポイント 新たな介護保険施設として「介護医療院」が新設されました。(2018年4月から)

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

施設の種類の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
介護老人福祉施設	1,150円	840円	1,970円	1,640円	1,380円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院	1,640円	370円	1,970円	1,640円	



所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、市役所の介護保険担当課への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
生活保護受給者の方等	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が 市民税非課税	高齢福祉年金受給者	370円	820円	490円	390円
	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方				
前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超の方	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

※()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

- 支給には、預貯金等が単身 1,000 万円以下、夫婦 2,000 万円以下という条件があります。
【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料とします。
【配偶者の範囲】婚姻届を提出していない事実婚も含む。
DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外です。
不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業(総合事業)

③ 生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

生活する環境を整える

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用
できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



月々の利用限度額の範囲内で、
実際にかかった費用の1～3割
を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとみなさないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとみなさないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

⑬ 自動排せつ処理装置

(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

変更
ポイント

貸与価格を適正にするための制度変更。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。
その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。(2018年10月から)
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられました。
 - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。(2018年4月から)
 - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。(2018年10月から)

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)

申請が必要です

購入費支給の対象は、次の5種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円
かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、
支給の対象になりません
のでご注意ください。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

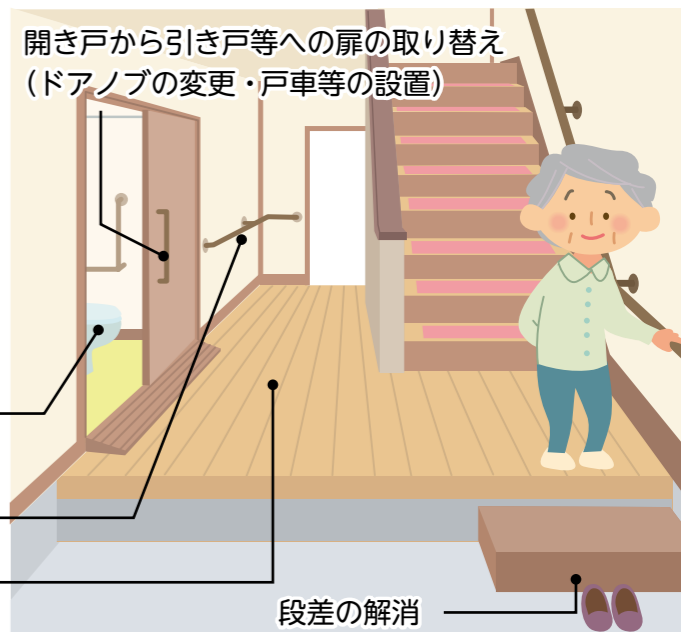
事前と事後に
申請が必要です

生活する環境を整える

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか地域包括支援センターに相談しましょう。

開き戸から引き戸等への扉の取り替え
(ドアノブの変更・戸車等の設置)



和式便器から
洋式便器への取り替え

手すりの取り付け

滑りにくい床材・移動しやすい
床材への変更

段差の解消

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円まで (原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。
※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。
また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



手続きの流れ (事前と事後の申請が必要です) 【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

●ケアマネジャーか地域包括支援センターに相談します。

事前申請

●工事を始める前に、市役所の介護保険担当課に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの)等

工事・支払い

●広域連合から着工の許可が下りてから着工します。

事後申請

●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

●市役所の介護保険担当課に支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

払い戻し

●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業(総合事業)

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

変更ポイント 介護保険サービスの自己負担が2割の方のうち、特に所得の高い方は負担割合が3割になります。(2018年8月から)

自己負担割合の判定基準

65歳以上で本人が市民税課税

はい
いいえ

合計所得金額が
本人の

220万円以上
年金収入+その他の合計所得金額が
・単身で340万円以上 または
・65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上
はい
3割負担 (2018年8月から)

いいえ
160万円以上220万円未満
年金収入+その他の合計所得金額が
・単身で280万円以上 または
・65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上
はい
2割負担

いいえ
160万円未満
1割負担

※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

● 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5万 30円	5,003円	1万 6円	1万5,009円
要支援1	5万 30円	5,003円	1万 6円	1万5,009円
要支援2	10万4,730円	1万 473円	2万 946円	3万1,419円
要介護1	16万6,920円	1万6,692円	3万3,384円	5万 76円
要介護2	19万6,160円	1万9,616円	3万9,232円	5万8,848円
要介護3	26万9,310円	2万6,931円	5万3,862円	8万 793円
要介護4	30万8,060円	3万 806円	6万1,612円	9万2,418円
要介護5	36万 650円	3万6,065円	7万2,130円	10万8,195円

例 要介護1(1割負担)の方が、17万5,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は

← 実際に利用した金額 17万5,000円 →

← 支給限度額 16万6,920円 →

1割負担 1万6,692円 + 支給限度額を超えた分 8,080円 = 利用者負担額 2万4,772円

■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
 - ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
 - ・認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
 - ・介護保険施設に入所して利用するサービス
 - ・居宅介護住宅改修
 - ・居宅療養管理指導
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です。

自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市役所の介護保険担当課への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)(2017年8月から)

区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の方*	4万4,400円(世帯)
市民税課税世帯の方	4万4,400円(世帯)*
世帯全員が市民税非課税	2万4,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	2万4,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	1万5,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	1万5,000円(個人)

変更ポイント

★1割負担の方のみの世帯は、2017年8月から3年間、年間上限額(8月1日～翌年7月31日)が44万6,400円となります。

※同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、「市民税課税世帯の方」に区分されます。

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市役所の介護保険担当課への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

70歳未満の方

区分	限度額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方^{※2}(2018年7月まで)

区分	限度額
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)	67万円
一般(市民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円。
※2 後期高齢者医療制度の対象者も含む。

(2018年8月から)

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円

変更ポイント

70歳以上で「現役並み所得者」の方は、2018年8月から新たに3つの区分に分かれ、限度額が変わります。そのほかの区分の方に変更はありません。

このほか低所得の障がい者の方のための負担軽減制度があります。(2018年4月から)

詳しくは、お住まいの市役所へお問い合わせください。

居宅サービス利用者負担の軽減(居宅サービス利用者負担額軽減事業)

次の条件をすべて満たす方が、対象となるサービスを利用した場合、利用者負担(1割負担分)が50%軽減されます。

- | | |
|---|--|
| <p>対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①世帯全員が市民税非課税 ②年間収入が単身世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下(世帯収入とは、給与、年金及びその他一切の収入をいう。) ③預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑥介護保険料を滞納していないこと | <p>対象サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ①訪問介護/介護予防訪問介護相当サービス ②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護 ③訪問看護/介護予防訪問看護 ④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション ⑤通所介護/介護予防通所介護相当サービス ⑥通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション ⑦認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護 ⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
|---|--|

軽減を受けるためには、申請が必要となります。対象要件に該当すると思われる方は、ご印鑑・上記対象要件にある収入額等が確認できる書類等をお持ちの上、市役所の介護保険担当課で手続きをしてください。

※社会福祉法人等によりサービスを受ける場合は、「居宅サービス負担額軽減事業」のほか、「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度」の手続きが必要となります。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業(総合事業)

総合事業 自分らしい生活を送るために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した事業で、**介護予防・生活支援サービス事業** と **一般介護予防事業** の二つからなります。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業（総合事業）

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ●通所型サービス ●生活支援サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

- ・65歳以上のすべての高齢者が対象

総合事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** に移行しました。
要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）



総合事業についての Q & A

Q 総合事業を利用するにはどうすればいいのですか？

A まずは、お住まいの市の地域包括支援センターまたは、ケアマネジャーにご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。

Q 介護予防・生活支援サービス事業にはどんなサービスがありますか？

A 従来、介護予防サービスとして提供されていた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に加えて、地域の実情に応じたサービスが提供されます。

Q 「要介護」の人は総合事業を利用できますか？

A 総合事業は「要支援1・2」または「事業対象者」が利用するサービスです。「要介護1～5」の方は、介護保険（介護給付）によるサービスを利用できますので、ケアマネジャー等にご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の方
②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

※詳しくは、お住まいの市の地域包括支援センターにご相談ください。

■介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。



■訪問型サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の訪問型のサービス。買い物、掃除などの生活援助から、介護事業者による、以前の介護予防訪問介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



■通所型サービス

機能訓練や集いの場など通所型のサービス。体操や運動等のサービスから、介護事業者による、以前の介護予防通所介護に相当するサービスまで多様なサービスが想定されています。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室（介護予防教室）などを実施します。

対象者 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市の地域包括支援センターにご相談ください。

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- 筋力トレーニング
- 有酸素運動



【栄養改善】

栄養改善のための、食材の選び方や調理方法などに関する指導や、相談受け付け



【口腔機能の向上】

- 口の中や義歯の手入れ方法
- 咀嚼、飲み込みの訓練法などの指導

